

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）の規定に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年6月25日

長野県企業局電気事業課長

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 新規電源開発地点検討支援業務

(2) 業務の目的

県が事業性評価を実施した地点について、今後「長野県企業局公募型プロポーザル方式（設計・施工一括発注工事）」で発注するため、事業性評価の精査及び発注に必要な図面を作成する。

(3) 業務内容

- ア 事業性評価の精査 6 か所
- イ 図面作成 6 か所
- ウ 上記業務遂行のために必要な測量・調査等 一式

(4) 仕様等

別添「令和7年度 新規電源開発地点検討支援業務特記仕様書（案）」のとおり。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ア 実施体制
- イ 同種・類似業務の実績
- ウ 施設配置計画及び発電量の精査の手法
- エ 事業費の算定方法
- オ スケジュール

(6) 業務の実施場所

飯田市ほか5 か所

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から令和8年3月18日（水）

(8) 費用の上限額

14,300,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第

285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに格付けされている者であること。
- (6) 過去15年以内に、100kW以上の水力発電所の建設に係る事業性評価の実績(自社での発電所の建設実績も含む)を有すること。
- (7) 県内に本店、支店又は営業所を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限(5)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第1号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式
様式第1号の附表による。
- (3) 参加申込書記載上の留意事項
同種又は類似の実績については、企画提案審査資料として使用します。実績の成果物があれば添付してください。
- (4) 担当課(所)・問合せ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企業局電気事業課 水野、大日方
電 話	026-235-7375 (直通)
ファクシミリ	026-235-7388
電子メール	kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年7月1日(火)(土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

※長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。

イ 提出先 3(4)に同じ。(メールも同様)

ウ 提出方法 持参又は郵送、又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)ア）の3日前までに、書面により企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、企業局電気事業課長から通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) 守秘義務対象開示資料の配布

参加申込者のうち、守秘義務対象開示資料の配布を求める者は、様式第2-1号により「守秘義務守秘義務対象開示資料提供申込書」及び様式第2-2号「守秘義務に関する誓約書」（以下本号において「誓約書」という。）を提出すること。また、「守秘義務対象開示資料提供申込書（様式2-1号）」及び「守秘義務に関する誓約書（様式2-2号）」を提出していない者に対して「守秘義務対象開示資料」を開示する場合は別紙「第二次被開示者への資料開示通知書（様式2-3号）」を提出すること。

誓約書を受理した後、内容を確認次第、資料一式の電子媒体（メールを予定）を発送する。

ア 提出期限 令和7年7月1日（火）（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は持参の場合は、午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）

イ 提出先 3(4)に同じ。（メールも同様）

ウ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(9) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

説明会は開催しません。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和7年7月3日（木）

- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 業務等質問書(様式第3号)を電子メール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 企業局電気事業課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年7月7日(月)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 企画提案書の作成様式

様式第4号による。

(2) 企画書の作成様式

ア 企画書(A4版様式任意)による。

企画書には、企画提案書(様式第4号)2 提案内容を記載してください。

イ 経費見積書(様式第5号)による

(3) 企画書記載上の留意事項

ア 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。

また、経費の合計額は1(1)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

イ 企画提案書には、当該業務の一部を再委託する予定があれば委託先及び委託内容を記載してください。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3(4)に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 受付方法 業務等質問書(様式第3号)をFAX又はメール等により提出するものとします。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年7月10日(木)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出部数 1部(正本1部)

エ 提出方法 正本は持参又は郵送とし、電子データ(PDF)は電子メールで送付してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに企業局電気事業課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

別添「令和7年 新規電源開発地点検討支援業務 公募型プロポーザル審査基準表」のとおり。

(7) 企画提案の選定の方法

ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

イ 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年7月17日（木）web会議にて実施予定

(ア) プレゼンテーションの時間、web会議の詳細については各参加者に個別に連絡します。

(イ) プレゼンテーションを20分間、審査委員による質疑を15分間行う予定です。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により企業局電気事業課長から通知します。

イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により企業局電気事業課長から通知します。

ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案評価会議評価書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、企業局電気事業課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

ア (8) イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により企業局電気事業課長に対して非該当理由について説明を求められます。

イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

ウ 非選定理由の説明請求の受付

(ア) 受付場所 3(4)に同じ。

(イ) 受付時間 上記アの期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

ア 企画提案書は複数提出することはできません。

イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

ウ 提出された企画提案書は、返却しません。

エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書を指定された方

法により企業局電気事業課長に提出するものとします。

- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

ア 企業局は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し（8（1））、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

イ 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容（見積含む。）をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施に当たっては、必ず企業局と協議を行いながら進めるものとします。

なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は納付を求めません。

(3) 委託料の支払

委託料の支払いは精算払とし、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

(4) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者が予め企業局と協議し、企業局が認めた場合に限り第三者への委託、又は請け負わせることができます。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うに当たり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、業務委託に当たり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。委託業務終了後も同様とします。

(7) その他

ア 本事業は企業局からの委託事業のため、事業の成果（著作権等含む）は原則として企業局に帰属します。

イ 委託契約の締結に当たっては、地方自治法や長野県財務規則、長野県公営企業財務規程をはじめとする諸規定が適用されます。

10 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について

て、長野県公式ホームページに掲載します。

11 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
	長野県企業局電気事業課 水野、大日方
電 話	026-235-7375 (直通)
ファクシミリ	026-235-7388
電子メール	kigyo-denki@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。

(4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。